

市町村消防団員の訓練経費等に係る助成事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、長崎縣市町村総合事務組合（以下、「組合」という。）を組織する市町村及び同市町村内の消防団（以下、「組合市町村等」という。）が実施する市町村消防団員の訓練等に係る経費に対する助成について、必要な事項を定める。

第2 助成対象団体

市町村消防団員の訓練等を実施する組合市町村等。

第3 助成額

1 市町村当たり10万円を上限として、年度内に1回助成する。

第4 助成対象要件

- ①組合市町村の企画・立案により実施された市町村消防団員の訓練
- ②組合市町村の女性消防団に係る活動・訓練経費

第5 送金先口座の報告

組合市町村等は助成決定を受けた後、速やかに「市町村消防団員の訓練経費等に係る助成事業」送金先口座報告書（第1号様式）（以下「口座報告書」という。）を組合管理者へ提出するものとする。

第6 助成金の送金

組合管理者は、口座報告書受理後、組合市町村等の指定口座に送金するとともに「市町村消防団員の訓練経費等に係る助成事業」送金通知書（様式第2号）を組合市町村へ送付するものとする。

第7 実績報告及び清算

組合市町村等は、事業実施後、当該年度の2月末までに、速やかに「市町村消防団員の訓練経費等に係る助成事業」実績報告及び清算書（第3号様式）（以下「実績報告及び清算書」という。）に關係書類を添えて組合管理者へ提出するものとする。

第8 助成金の返金通知

組合管理者は、実績報告及び清算書受理後、清算が発生した場合には、「市町村消防団員の訓練経費等に係る助成事業」清算通知書（様式第4号）（以下「清算通知書」という。）を組合市町村等へ送付するものとする。

第9 助成金の返金

組合市町村等は、清算通知書受理後、当該年度の3月末までに、速やかに組合へ返金するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、組合管理者が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。